

とよかわブランド認定要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、豊川市の優れた地域資源を「とよかわブランド」として認定するための制度を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) とよかわブランド

国内外における豊川市そのものの価値を高めるもので、豊川市に所在、存在するもの及び豊川市で生産、加工、製造されたものをいう。

(2) 認定対象カテゴリ

- ①場 所 神社仏閣、自然・公共施設、文化財的施設
- ②製造物 農水産品、加工食品、工業製品
- ③文 化 祭、芸能、人

(認定の対象)

第3条 とよかわブランドの認定対象となる地域資源（以下「認定対象資源」という。）は、前条第2号に分類されるものとする。

2 前項に規定するもののほか、とよかわブランドに認定する必要があると豊川市観光協会とよかわブランド認定委員会（以下「委員会」という。）が特に認めるもの。

(認定組織)

第4条 とよかわブランドの認定審査については、委員会で行う。

(認定基準)

第5条 とよかわブランドとして認定するために必要な基準（以下「評価基準」という。）は別に定めるものとする。

2 委員会は必要があると認めるときは、評価基準を変更することができる。

(申請の方法)

第6条 とよかわブランド認定の申請は、次のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 本人申請 認定対象資源の当事者であり、市内に事業所又は住所を有する者で認定を受けようとするものが申請すること。
- (2) 推薦申請 認定対象資源の当事者以外の者が当該認定対象資源を認定すべきものとして申請すること。

(推薦申請の条件)

第7条 推薦申請を行うことができる認定対象資源は、あらかじめ認定対象資源の当事者の同意を得たものとする。ただし、認定対象資源の種類によって同意を得ることが困難であると認められるときは、この限りでない。

(募集期間)

第8条 とよかわブランドを募集しようとするときは、委員会が期間を定めて募集するものとする。

(認定申請)

第9条 認定申請対象者が認定申請しようとするときは、とよかわブランド認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、委員会に申請しなければならない。

(1) とよかわブランド認定調書(様式第2号)

(2) その他委員会が必要と認める書類

(認定審査)

第10条 委員会は、第8条及び第9条の規定により認定申請があったときは、評価基準に基づきとよかわブランドの認定の審査(以下「認定審査」という。)を実施しなければならない。

2 委員会は、必要に応じて地域資源の提供を求めることができる。この場合において、地域資源の提供にかかる費用は認定対象地域資源の当事者が負担するものとする。

3 委員会は、認定審査の結果についてその理由を付し、とよかわブランド認定審査結果通知書(様式第3号)により申請者又は推薦者に通知するものとする。

(とよかわブランドエンブレムの使用及び認定評価)

第11条 委員会は、前条の規定によりとよかわブランドに認定した認定対象資源(以下「認定資源」という。)について、その認定を受けた証としてとよかわブランドエンブレム(別記1)の使用を認める。

2 委員会は、認定資源について、その品質等を維持するために定期的に評価を行わなければならない。

(認定期間)

第12条 とよかわブランドの認定の期間(以下「認定期間」という。)は、認定の決定をした日から3年とする。ただし、委員会が継続して認定する必要があると認めた場合においては、認定期間を延長し、又は継続して認定することができる。

(再認定)

第13条 認定期間の満了によりとよかわブランドの認定が終了する認定資源を再び認定資源として認定(以下「再認定」という。)を受けようとするときは、委員会が決定する期日までに新たに認定申請の手続きをしなければならない。この場合において添付資料等を省略できるものと委員会が認めたとき

は、これを省略することができる。

(認定者の責務)

第14条 第10条の規定により認定を受けた者(第13条の規定により再認定を受けた者を含む。以下これらを「認定者」という。)は、認定資源の宣伝活動を積極的に行うとともに、その質の向上に努めなければならない。

(認定の取消し)

第15条 委員会は、認定資源が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを取り消すことができる。

- (1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき
- (3) 評価基準に適合しないと認められたとき
- (4) 公序良俗に反する又はそのおそれがあると認められるとき
- (5) その他とよかわブランドに支障を及ぼすおそれがあるとき

2 委員会は、前項の規定によりとよかわブランドの認定を取り消したときは、とよかわブランド認定取消通知書(様式第4号)により、当該認定者に通知するものとする。この場合において、委員会が必要と認めるときは、当該とよかわブランド品及びその認定の取り消しの決定を受けた者を公表することができる。

3 第1項2号又は4号の規定により認定が取消されたときは、当該取消の決定を受けた認定者は取消の決定を受けた日から1年間は、第9条及び第13条に係る申請をすることができない。

4 申請ができない期間を経過した後に認定を受けようとするときは、取消を受けた認定資源は再び認定を受けることができない。ただし委員会が再び認定を受けることができると判断した場合にはこの限りでない。

(損害に対する責任)

第16条 委員会は、とよかわブランドの認定に関して発生したいかなる損害及び損失に対して一切の責任を負わない。

(その他)

第17条 この要項に定めるもののほか、とよかわブランドの認定その他の必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年 1月31日から施行する。